

公益社団法人

島根県トラック協会
定款

公益社団法人島根県トラック協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人島根県トラック協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

2 この法人は、総会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事業
- (2) 貨物自動車運送事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- (3) 貨物自動車運送事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業
- (4) 貨物自動車運送事業の適正化に関する事業
- (5) 貨物自動車運送事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- (6) 貨物自動車運送事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- (7) 貨物自動車運送事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業
- (8) (1)～(7)までに掲げるもののほか、貨物自動車運送事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定める事業
- (9) 全国を単位とする法人であって、(1)～(8)までに掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業
- (10) 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
- (11) 貨物自動車運送事業に関する法令及び税制に関する調査、研究
- (12) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策とその広報
- (13) 会員相互の連絡協調を図る施策
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員となることができる者)

第 5 条 島根県内において、貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）を営む者は、この法人の会員及び賛助会員になることができる。

2 貨物自動車運送事業に関し学識経験を有する者（専務理事及び監事に選任された者をいう。）で総会において推挙した者も前項と同様とすることができる。ただし、会費は納めないものとする。

3 第 1 項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

4 賛助会員とは、総会において入会を適当と認め推挙したものとする。

(入 会)

第 6 条 この法人に入会しようとする者は、理事会の定める様式による書面をもって申込をし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) この法人が解散したとき。
- (4) 24 箇月以上会費を滞納したとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の登録)

第 11 条 この法人は、第 6 条の承認をしたとき又は第 9 条の届出を受理したとき、並びに第 10 条の決議があったときはそれぞれ会員名簿に登録し、又は会員名簿から抹消し、かつ、その旨を当該者に通知しなければならない。この場合において、退会した者、又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付し

た会費その他この法人の資産に対して、何等の請求をすることができない。

(会員の資格)

第12条 会員の資格は、会員名簿に登録されたときから生じ、会員名簿から抹消されたときに喪失する。

第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第16条 会長は、総会の日々の2週間前までに、会員に対して、次の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない会員の書面による議決権の行使に関する事項
- (4) 委任状による議決権の行使に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権 限)

第19条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 21 条 会員は、この法人の他の会員に対し、議決権の行使を委任することができる。

この場合において委任を受けた者は、委任状をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。
- 3 第 1 項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。
- 4 第 1 項の規定により提出された委任状は、総会の日から 3 箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、委任状の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(書面による議決権の行使)

第 22 条 会員は、総会において、書面により議決権の行使を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。
- 3 第 1 項の規定により提出された書面は、総会の日から 3 箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議 事 録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事の内1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長及び副会長1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事2名とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任し、役員となる法人である会員にあっては、その代表者又はこれに代わる者とする。

- 2 理事会は、理事の中から会長、副会長、専務理事を決議により選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会務の執行及び事務局を統括する。
- 5 会長、代表理事である副会長及び専務理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上理事会でその報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利業務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対する報酬は、総会において別に定める。

第 6 章 顧 問

(顧 問)

第 31 条 この法人には顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから会長が理事会の決議を経て委嘱するものとする。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会議に出席して意見を述べることができる。

第 7 章 理 事 会

(構 成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事又は監事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(3) 前項の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された副会長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、代表理事である副会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 事務局

(設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、会費、寄付金及び地方公共団体からの交付金（以下「交付金」という。）並びにその他の収入からなるものとする。

(基本財産)

第42条 基本財産は、次に掲げるもの（次の各号）をもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして末尾の別表第1において表示した財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを定めた財産

2 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(交付金の使途)

第44条 交付金は、第4条各号に掲げる(1)~(9)事業を、関係行政庁の承認を得て使用する。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類

については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合

は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款の施行前に、社団法人島根県トラック協会の会員であった者は本定款上の会員、又は賛助会員とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 三島 進、山本洋治、内田弘明、永井好輔、細田貴夫、光浪喜美則、田川博司
炭谷 明、岸 清逸、糸賀 優、川上孝太郎、河野隆男、上林裕二、米谷靖夫
水津旬司、酒井一昌、堀 耕司、宮城了三

監事 錦織 勝、長谷川浩之、洗川武史

- 4 この法人の最初の代表理事は、会長 三島 進、副会長 山本洋治、業務執行理事は、宮城了三とする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表第1 基本財産

財産種別	金額	摘要
有価証券	30,000,000	商工中金 振替債 (い第684号)
	100,000,000	商工中金 振替債 (い第692号)
	90,000,000	商工中金 振替債 (い第695号)
	30,000,000	商工中金 振替債 (い第696号)
	80,000,000	商工中金 振替債 (い第707号)
	20,000,000	商工中金 振替債 (い第708号)
	80,000,000	商工中金 振替債 (い第719号)
	60,000,000	商工中金 振替債 (い第720号)
	40,000,000	商工中金 振替債 (い第721号)
	30,000,000	商工中金 振替債 (い第732号)
	50,000,000	商工中金 振替債 (い第743号)
定期預金	5,007,641	商工中金 (口座 5127190)
合計	615,007,641	

(平成25年4月1日 制定)